

広域調整手続きについて（都市計画法改正への対応）

平成18年5月、都市の秩序ある整備を図るため、都市計画法等の一部改正が行われ、その中で広域調整に係る手続きが明記されました。

都市計画法第19条（市町村の都市計画の決定）第5項

知事は、市町村決定案件の府協議・同意に際して、必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求める事ができる。

参考：都市計画運用指針

- ・ 市町村が決定主体である都市計画についても、当該都市計画が当該市町村の区域を越えて広域的に影響を及ぼす場合や、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合等必要な場合には、都道府県は、当該都市計画についての協議同意に当たり、広域の見地からの調整を図る観点から、適切な判断が行えるよう他の市町村の意見を聴くなど、必要な情報の収集に努めることが必要である。
- ・ 都道府県が当該市町村以外の市町村の状況を円滑に把握できるように、知事は、市町村が定めようとする都市計画による影響が広域に及ぶと目される場合には、広域の観点からの判断を適正に行うため、必要に応じて、関係市町村に意見の開陳等を求めることが望ましい。

大阪府においては、これまで、同意基準の中で広域調整に係る判断を行ってまいりました。

（知事の同意基準）

基準 当該市町村を超える周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれがないと判断され、かつ関係者間で必要な調整が図られている事。

今回の法改正の主旨を踏まえ、大阪府として、市町村決定案件の同意に際し、広域調整の観点をよりの確に判断し、手続きの円滑化を図るため、広域調整手続きに関する基本的な考え方を取りまとめました。

対象案件について

区画整理・再開発・地区計画等の内、大規模集客施設が予定されている場合は、法改正の主旨を踏まえ、大規模な集客施設については、広範囲から多数の人々を集めることとなるため、大規模集客施設を中心に広域幹線道路に囲まれた範囲内の周辺市町村に意見聴取を行う。

当該施設を囲む直近の4車線以上の道路に囲まれた範囲に他の市町村域を含む場合。
ただし、4車線以上の道路のない方向については、概ね5km以内の範囲に他の市町村域を含む場合。

建築基準法51条対象施設（火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場等）については、原則として都市計画でその位置を決定したものでなければ建築出来ない施設であり、その配置については、都市計画上、十分に検討されなければならないため、近接する関係市町村に意見聴取を行う。

〔当該施設の中心から概ね半径2km以内に他の市町村域を含む場合。〕

都市施設の道路については、

起終点が市町村界にあるなど他の市町村の道路と直接ネットワークを形成し、隣接市町村に直接影響を及ぼす場合は、隣接する関係市町村に意見聴取を行う。

（当該箇所から直近の2車線道路との交差点（当該箇所が交差点を含んでいる場合は次の交差点）までの区間が他の市町村域に至る場合。）

その他の都市計画案件については、

市域を超えて影響を及ぼすとは考えにくいいため、原則として、意見聴取は不要とする。

（注）上記は、基本的な考え方であり、地形・地物上明らかに影響が及ぶと考えられない場合や逆に案件の内容によっては、影響範囲が広がる場合もありえますので、具体的には個別案件毎の対応となります。

意見聴取について

- ・ 意見聴取の回答については、都市計画に関する内容の回答をお願い致します。
- ・ 関係市町村協議調整を行った上で、原則2週間程度の回答期限を提示して文書にて意見聴取を行います。

なお、回答に際しては、18条1項（府決定案件）の当該関係市町村の意見照会と異なり、他市域における都市計画案件についての意見聴取であり、都市計画法においても義務付けられておらず、大阪府においても府都市計画審議会には諮りませんので、各市町村都市計画審議会の議又は意見照会を経る必要はないと考えます。

原案作成される市町村におかれては、計画立案の早期段階に関係市町村の都市計画審議会への付議の有無や意見聴取に必要な期間等について確認し、スケジュール調整を十分行って下さい。

その際、関係市町村におかれては、スケジュール調整への協力、都市計画審議会の開催時期等、弾力的な対応をお願いします。

また、必要な資料については、原案作成市町村から入手して下さい。

- ・ 聴取した関係市町村の意見に基づき、当該市町村の見解を求める場合もあります。
- ・ 同意基準については、地方分権の趣旨を踏まえ、必要最小限のものとする主旨に変更はありませんので、これまで通りです。
- ・ 本考え方については、改正法が平成18年11月30日施行であるため、施行日以降同意協議が提出される案件から適用されています。

（参考）

- ・ 政令市決定案件の大阪府意見聴取については、大阪府が政令市に意見の申出を行うに当たり、都市計画法第87条の2第6項の規定により、今回提示している考え方に基づき、関係市町村へ意見聴取します。